

# 衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の 定数削減に反対する決議

## 1 議員定数削減の方針

菅直人内閣総理大臣は、2010年7月30日の記者会見において、来年度の予算編成について「ムダ」を削減するとして、国会議員の定数削減をめざす方針を明らかにし、2009年の総選挙で民主党がマニフェストに掲げた衆議院の比例代表選出議員の80人削減に加えて、参議院議員の定数の40人削減をめざして今年中に与野党合意を得ることをめざすことを明らかにした。

## 2 定数削減は代表民主制を破壊する暴挙

しかし、この方針はわが国の民主主義にとって、極めて重大な問題を投げかけるものである。

日本国憲法は、前文第1項後段において「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」ことを宣言し、国民主権と代表民主制を採用した。現代における代表民主制においては、国民意思と議会意思の事実上の類似性が要求され(社会学的代表)、国民の多様な意思ができるかぎり忠実に議会に反映されるために必要な議員の数が要求されるのである。

人口10万人あたりの国会議員数をみると、日本は0.57人であるのに対し、スウェーデン3.83人、イギリス2.28人、ドイツ0.81人、韓国0.62人などとなっており、日本の国会議員数が諸外国に比べて多いとはいえない。

また、本来、どれだけの国会議員が必要であるかは、主権者たる国民の要求や意見をくみ上げて議会に反映させるためにはどの程度の数が適正であるかという観点から、慎重に決せられるべき問題である。

衆議院議員を80人削減することによるコスト削減は54億円にとどまると試算されており、政党助成金として毎年320億円が支払われていることと比較すれば、「ムダ」削減のために国会議員の定数を削減する意味は薄いといえよう。

このような慎重な検討を欠いたまま定数削減を強行することは、民意を反映し、代表の正統性を確保する機能を大きく損なうものであり、代表民主制を破壊する危険をはらむ暴挙であるといわざるを得ない。

むしろ、国会議員が「ムダ」であるから削減するという発想それ自体、国民主権原理をないがしろにする極めて浅薄な理解に基づくものであるというほかない。

## 3 定数削減の真のねらいは多様な国民意見の排除

菅首相の提案によれば、現行選挙制度はいっそう単純小選挙区制に近づくことになり、多様な国民の意見が国会から事実上排除されることにつながる。

例えば、菅首相がめざす、衆議院の比例定数80議席削減が実現し、比例代表100議席となった場合、2009年8月の衆議院議員総選挙の結果に基づくシミュレーションによれば、比例代表では、民主・自民の両党で72.9%の得票率ながら83議席を獲得する結果となる。

また、参議院議員の40議席削減が実現すれば、参議院議員が半数改選であることや都道府県を選挙区としていることを考慮すれば、選挙区選出議員の定数削減は極めて困難であり、比例代表区が削減の対象となる可能性が非常に濃厚である。その場合、今年7月の参議院議員通常選挙の結果に基づくシミュレーションによれば、比例代表区では、自民・民主が55.5%の得票率ながら25議席を獲得し、その他の政党は40.7%の得票を得ながら15議席にとどまる結果となる。

これらのシミュレーションの結果によれば、自民・民主の2大政党は得票率より過剰に議席が与えられる一方で、その他の政党は得票率より少数の議席しか与えられない結果となるのであり、衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減ともに2大政党以外の政党に投票する国民の要求や意見を国会から排除することをねらったものであることは明らかである。

#### 4 比例代表定数削減はさらに民意からの乖離を助長

日本国憲法は、公務員の選挙権を国民の固有の権利として保障し(15条1項)、普通選挙制度の保障(15条3項)にとどまらず、両議院の議員の選挙に関する差別を禁じ(44条但書)、投票人の1票の重さを平等とすることを要求していると解される。国民1人ひとりの意見が忠実に反映されなければ、国民主権原理は貫徹できないからである。

にもかかわらず、小選挙区制度と比較し民意の反映機能が強い比例代表の定数だけを削減すること、さらには、参議院においても比例代表の定数を削減することは、国政選挙において多様な民意を忠実に国会に反映させる機能を失わせ、選挙を通じて多様な意見や要求を議会にくみ上げる代表民主制の機能を弱めることにつながるものであり、憲法が要求する「正当に選挙された代表者」の選出機能を損なうものであって、国民主権原理を破壊するものであるといわざるを得ない。

#### 5 国会議員定数削減に反対する

青年法律家協会は、平和・国民主権・基本的人権の擁護を目的として結成された。私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、代表民主制及び国民主権原理を守るため、国会議員の定数削減に強く反対し、民意を適正に反映する選挙制度の実現のため奮闘する決意を表明するものである。

2010年 9月 4日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第 2 回 常 任 委 員 会